

岐阜県公報

目次

清流の国ぎふ森林・環境税条例の一部を改正する条例	(税務課)	二
水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例	(環境管理課)	二
岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(住宅課)	三
岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(生活安全総務課)	五

本号で公布された条例のあらまし

- 清流の国ぎふ森林・環境税条例の一部を改正する条例(条例第三九号)
- 一 清流の国ぎふ森林・環境税について、その適用期間を五年延長することとした。(第二条及び第三条関係)
 - 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - 三 この条例中一は公布の日から、二は令和四年四月一日から施行することとした。
- 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第四〇号)
- 一 「排水基準を定める省令」で定められているカドミウム及びその化合物に係る排水基準値が、条例で上乗せしている基準値と同じになることに伴い、条例の上乗せ基準を廃止することとした。(別表第四関係)
 - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第四一号)
- 一 「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、長期優良住宅の普及の促進に関する事務に係る手数料について、次のとおり規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)
 - 1 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の一部改正に伴い、認定長期優良住宅容積率制限特例許可申請手数料を新たに徴収することとした。
 - 2 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」及び「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額を改定することとした。
 - 二 この条例は、令和四年二月二〇日から施行することとした。

号外(一) 令和三年十二月二十一日

別表第五(一)揖斐川水域の表の備考第三項中「回遊」を「この湖の」に改める。
 別表第六の備考第二項中「令迦湖遊」を「回遊」に、「1日」を「1日」「1、
 5日」を「1日」に改め、同表の備考第三項中「回遊」を「この湖の」に改める。
 附則
 この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和三年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十一号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第十八の二の表を次のように改める。

十八の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	区	分	単位	額(円)
一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)以下この表において「法」という。 第五条第	長期優良住宅の普及の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)以下この表において「法」という。 能評価機	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)以下この表において「法」という。 住宅の	一戸建ての住宅	一件につき	一四、〇〇〇円(増築又は改築(以下この表において「増改築」という。)に係るものにあつては、二〇、〇〇〇円)
			一棟の戸数が一件につき五以下のもの	一件につき	二四、〇〇〇円(増築に係るものにあつては、三五、〇〇〇円)
			一棟の戸数が一件につき五を超え十以下のもの	一件につき	三八、〇〇〇円(増築に係るものにあつては、五六、〇〇〇円)
			一棟の戸数が一件につき五を超え十以上のもの	一件につき	一七二、〇〇〇円(増築に係るものにあつては、二一六、〇〇〇円)
			二以上の掲げる場合以外の場合	一件につき	五〇、〇〇〇円(増築に係るものにあつては、七二、〇〇〇円)
			この表から十八の四の表までにおいて「登録住宅性能評価機関」という。)が交付する同法第六条の二第五項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付する場合	一件につき	二五〇、〇〇〇円(増改築に係るものにあつては、三七四、〇〇〇円)
			一棟の戸数が一件につき二百を超えるもの	一件につき	三一六、〇〇〇円(増改築に係るものにあつては、四七一、〇〇〇円)
			一棟の戸数が一件につき三百を超えるもの	一件につき	三三八、〇〇〇円(増改築に係るものにあつては、五三六、〇〇〇円)
			一棟の戸数が一件につき五十を超え百以下のもの	一件につき	一四八、〇〇〇円(増改築に係るものにあつては、二二二、〇〇〇円)
			一棟の戸数が一件につき二十五を超え五十以下のもの	一件につき	九八、〇〇〇円(増改築に係るものにあつては、一四六、〇〇〇円)
			一棟の戸数が一件につき十を超え二十以下のもの	一件につき	六二、〇〇〇円(増改築に係るものにあつては、九二、〇〇〇円)
			一棟の戸数が一件につき五以下のもの	一件につき	一七二、〇〇〇円(増改築に係るものにあつては、二一六、〇〇〇円)

一 項から第五項まで規定する長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

この表から十八の四の表までにおいて「登録住宅性能評価機関」という。)が交付する同法第六条の二第五項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付する場合

2 1に掲げる場合以外の場合

三 法第十 八条第一 項に規定 する認定 長期優良 住宅建築 許可申	認定長 住宅優 待率制 限特例	外 住 宅					
		一棟の戸数が 五を超え十以 下のもの	一棟の戸数が 十を超え二十 以下のもの	一棟の戸数が 二十五を超え 五十以下のも の	一棟の戸数が 五十を超え百 以下のもの	一棟の戸数が 百を超え二百 以下のもの	一棟の戸数が 二百を超え三 百以下のもの
つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき
		八六、〇〇〇円(増 改築に係るものにあつ ては、一一七、五〇 〇円)	一六七、〇〇〇円 (増改築に係るもの にあつては、一四九、 五〇〇円)	二九七、〇〇〇円 (増改築に係るもの にあつては、四四四、 〇〇〇円)	五〇八、五〇〇円 (増改築に係るもの にあつては、七六一、 〇〇〇円)	九三八、〇〇〇円 (増改築に係るもの にあつては、一、四 〇五、五〇〇円)	一、三三九、〇〇〇 円(増改築に係るも のにあつては、二、 〇〇六、五〇〇円)

等計画に請手数
基づく建
築に係る
住宅の容
積率に係
る制限の
特例の許
可の申請
に対する
審査

備考 法第六条第二項(法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定によ
り長期優良住宅建築等計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受ける
よう申し出ようとする者は、二の表一の項区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ額
の欄に掲げる額の手数を併せて納入しなければならない。

附 則
この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十二号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)の一部を次のよ
うに改正する。

別表第一六の表一の項中「銃砲等の」を「銃砲等又は刀剣類の」に、「銃砲等所持許
可申請手数料」を「銃砲刀剣類等所持許可申請手数料」に改め、同表三の項中「猟銃等
の」を「猟銃及び空気銃の」に、「猟銃等を」を「猟銃又は空気銃(以下この表におい
て「猟銃等」という。)を」に改め、「第五条の二第三項第二号」の下に「又は第三号」
を加え、同項の次に次のように加える。

三の二 法第五条の三の クロスボウ取 一人に 六、九〇〇円。ただし、現に

二第一項に規定するクロスボウの取扱いに關する講習会	扱講習会手数料	つき	第四条第一項第一号の規定による許可を受けているクロスボウを所持している者については、三、〇〇〇円
---------------------------	---------	----	--

別表第一六の表六の項中「銃砲等の」を「銃砲等又は刀剣類の」に、「外国人銃砲等所持許可申請手数料」を「外国人銃砲刀剣類等所持許可申請手数料」に改め、同表七の項の次に次のように加える。

七の二 法第七条第一項ただし書の規定によるクロスボウの所持に係る許可証への許可事項の記載の申請に対する審査	クロスボウ所持許可証記載申請手数料	一件につき	六、八〇〇円。ただし、同時に一を超える許可を申請する場合における当該一を超える許可に係るものにあつては、四、三〇〇円
---	-------------------	-------	--

別表第一六の表八の項中「獵銃等の」を「獵銃等又はクロスボウの」に、「獵銃等所持許可証書換え手数料」を「獵銃等クロスボウ所持許可証書換え手数料」に改め、同表九の項中「獵銃等の」を「獵銃等又はクロスボウの」に、「獵銃等所持許可証再交付手数料」を「獵銃等クロスボウ所持許可証再交付手数料」に改め、同表十の項の次に次のように加える。

十の二 法第七条の三第一項に規定するクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査	クロスボウ所持許可更新申請手数料	一件につき	七、二〇〇円（新たな許可証の交付を伴わないものにあつては、六、八〇〇円）。ただし、同時に一を超える許可の更新を申請する場合における当該一を超える許可の更新に係るもの及び同時に七の二の項に規定する許可事項の記載の申請をする場合にあつては、四、八〇〇円（新たな許可証の交付を伴わないものにあつては、四、四〇〇円）
---	------------------	-------	--

別表第一六の表に次のように加える。

十七 法第九条の十六第	クロスボウ射	一件に	九、三〇〇円。ただし、同時
-------------	--------	-----	---------------

一項に規定するクロスボウ射撃資格の認定の申請に対する審査	撃資格認定申請手数料	つき	一を超える認定を申請する場合における当該一を超える認定に係るものにあつては、五、六〇〇円
------------------------------	------------	----	--

附 則
この条例は、令和四年三月十五日から施行する。